（補導援護及び応急の救護についての準用） **第二十条**　第三条、第七条第一項、第八条、第十三条、第十四条、第十六条から前条までの規定は法第六十一条第二項（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく補導援護の委託によって生ずる費用に、第四条から第十二条まで（第七条第一項、第八条及び第十条を除く。）の規定は法第六十二条第三項（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく応急の救護の委託によって生ずる費用について、それぞれ準用する。	（補導援護及び応急の救護についての準用） **第十八条**　第三条、第七条第一項、第八条、第十三条、第十四条、第十六条及び前条の規定は法第六十一条第二項（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく補導援護の委託によって生ずる費用に、第四条から第十二条まで（第七条第一項、第八条及び第十条を除く。）の規定は法第六十二条第三項（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく応急の救護の委託によって生ずる費用について、それぞれ準用する。
備考　表中の〔　〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。